

## 船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念冠等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市(以下「市」という。)が船橋市スポーツ健康都市宣言40周年を市民と一体となって盛り上げ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じた市民相互のコミュニケーションの機会を創出するため、冠の呼称、ロゴデザイン(以下「冠等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(冠等)

第2条 冠の呼称は、「船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念」又は「スポーツ健康都市宣言40周年記念」とする。

2 ロゴデザインは、生涯スポーツ課長(以下「課長」という。)が別に定めるものとする。

(使用料)

第3条 冠等の使用料は、無料とする。

(使用期限)

第4条 冠等の使用期限は、令和6年3月31日までとする。

(対象事業)

第5条 冠等の使用の申込の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、スポーツ健康都市宣言の趣旨に則した事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがある事業
- (2) 法令、条例その他の規程又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等に係る活動又はそのおそれがある事業
- (4) 不当な利益を得ることを目的とする事業又はそのおそれがある事業
- (5) その他課長が冠等を使用することが適当でないとする事業

(使用申込)

第6条 冠等を使用しようとする者(以下「申込者」という。)は、船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念冠等使用申込書(第1号様式)に情報提供に関する確認書(第1号様式別紙)を添えて、課長に申しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、課長が使用申込を要しないと認める場合

2 申込者は、前項の規定による申込をもって、対象事業の名称、事業の目的・内容、実施期間、実施場所、第10条に規定する実績報告書に添付する写真(電子データを含む。)等について、市ホームページに掲載するなど記念事業の広報PRに活用することに同意するものとみなす。

(使用開始)

第7条 市は、前条の規定による申込があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に、冠等の使用を認めるものとする。

- (1) スポーツ健康都市宣言の趣旨に相応しい内容と認められる場合
- (2) その他、課長が適当であると認める場合

2 市は、前項の規定により使用を認めたときは、船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念冠等使用開始通知書(第2号様式)により申込者へ通知するとともに、ロゴデザイン使用申込者に対しロゴデザインの電子データを提供する。

3 申込者は、この要領を遵守の上、冠等を使用する。

(遵守事項)

第8条 冠等を使用する者(以下、「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込した内容及び目的のみに使用すること。
- (2) 冠等の使用によって、生じる権利及び義務を第三者に譲渡、又は継承しないこと。
- (3) 成果品に対し、商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (4) ロゴデザインは、オリジナルカラー又はモノクロで使用すること。また、デザインの変形・反転、省略・加筆等の改変や、デザインの上に他の要素(文字・図形等)を重ねること、縦横の比率の変更、その他ロゴデザインの視認性を損なう使用をしないこと。
- (5) 冠は、一連の文字群として使用し、一部の文字だけを抜き出して使用しないこと。
- (6) 市から要請があった場合は、冠等の使用実態を速やかに報告すること。

(使用の中止)

第9条 市は、使用者がこの要領の規定に違反した場合は、冠等の使用の中止を命ずることができる。

2 前項の規定により使用の中止を命ぜられた者は、速やかに成果品を回収し、使用を中止しなければならない。

3 第1項の規定による使用の中止により生じた損害等について、市は一切の責任を負わない。

(実績報告)

第10条 使用者は、対象事業の終了後30日以内に船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念冠等使用実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて、課長に提出しなければならない。

(市等が共催等する事業)

第11条 申込しようとする対象事業が、市又は船橋市教育委員会の共催、後援又は協賛(以下、「共催等」という。)の承認を受けた事業であって、申込者が希望する場合は、第7条に規定する使用を認め、通知があったものとみなす。

2 申込者が前項のみなし規定を希望する場合は、市又は船橋市教育委員会に提出した共催等承認申請書の写し及び市又は船橋市教育委員会から受けた共催等承認決定通知書の写しに情報提供に関する確認書(第1号様式別紙)を添えて、課長に提出しなければならない。

3 共催等の承認を受けた事業について市又は船橋市教育委員会へ実績を報告した場合は、当該報告書の写しをもって、第10条の実績報告があったものとみなす。

(責任の制限)

第12条 使用者は、冠等の使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、冠等の使用に起因する問題により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、冠等の使用に関し必要な事項は、課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する

## スポーツ健康都市宣言

私たち船橋市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的な都市をめざして、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- － 市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康な生活を営もう。
- － みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、子どもを健やかに育てよう。
- － スポーツを通じて、いきいきとした地域の輪を広げよう。
- － スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、はずむ心を世界に伸ばそう。

昭和五十八年十月十日